

令和6年度 地域利便性施設（仮称）図書選書等及び配架業務  
委託仕様書

**1. 業務の目的**

本業務は、三好市が整備する地域利便性施設（仮称）に、図書がある魅力あふれる空間を創出することで街中の滞留を生むことや、本に親しむことで豊かな感性や創造力を育むことが出来る場を創出することを目的に、本施設ならではの図書の選書や配架の工夫などに専門的なプロデュースの実績やノウハウを有する民間事業者による業務委託に必要な仕様を定める。

**2. 業務名**

令和6年度 地域利便性施設（仮称）図書選書等及び配架業務

**3. 履行期間**

契約締結日から令和6年12月19日（木）まで（予定）

ただし、本の納品及び配架は令和6年12月13日（金）まで（予定）

**4. 委託業務の内容**

**（1）図書の選書（1,800冊以上）**

受託者は、次のテーマに応じたコンセプトを設定し、十進分類法にとらわれないオリジナリティある図書の選書等を行う。本業務における図書は館内利用のみで貸し出しは行わないものとする。なお、館内は利用者の利便性向上の観点からも軽食の持ちこみも可能とすることを予定しているため、実施要領「2-（4）」に定める委託金額の上限の範囲内で可能な抗菌・抗黴効果がある必要な対策について提案も行うこと。あわせて運用後においても、テーマや別添「地域利便性施設（仮称）概要」に示す施設コンセプト「居心地の良い まちの居間のような空間」に反しない範囲で、ナッジ等で利用者により良い行動を促す盗難対策等の提案も行うこと。

選書は、提案するコンセプトに応じた図書を提案し、市との協議や承認を受けること。

<テーマ>

- ・本がある・魅力あふれる知的空間の創出
- ・人に寄り添い、必要な情報をいつでも

**（2）図書の納品等**

受託者は、次の業務履行場所への「4.（1）」で選書した図書（1,800冊以上）を運送し納品すること。

#### <業務履行場所>

- ・場所：三好市地域みらい創発センター
- ・住所：三好市池田町マチ2183番地

### （3）図書の配架

受託者は、4.（2）により納品等した図書について、次のとおり配架を行うこと

ア. 配架する図書の冊数は、原則4.（1）の図書1,800冊以上とする。受託者は図書の選書と合わせ、分野別の図書のレイアウトを提案し、市との協議や承認を受けること。

イ. 配架は、市が承認したコンセプトやレイアウトに沿って配架する。なお、配架については状況に応じて臨機応変に対応することとする。

ウ. ブックスタンドやブックエンド、分野別の表示にかかる消耗品等は、当該業務委託料の上限額の範囲内で受託者の負担で提案し、市との協議や承認を受け設置すること。

エ. 配架は、本の面出し配架や縦置き配架を基本とするが、全体的なバランス、色覚的感覚（色合い）など総合的に見て、配架すること。

オ. 受託者は、配架した書籍が落下しないよう必要な対策を講じること。

カ. 配架の際に、絵本、児童書、大人向けなどの区別なく、対象年齢に縛られず、自由な感性で本に出合うことを意識した配架とする。

キ. 面出しの本については、次の事項を勘案し、全体的なバランスを見て配架する。

- ・ぜひ読んでもらいたい本
- ・長く読まれている本
- ・ビジュアルがきれいな本
- ・公共図書館ではあまり見られない本
- ・多くの人が知っている本など

ク. 配架後も市からの指示により修正があるものとする。

ケ. 配架の際には万全の注意を払うこと。また、構造物、設備等に影響のないよう作業を行うこと。

### （4）その他追加提案

契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

### （5）打合せ協議

業務の遂行上、必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設けるものとする。

## 6. 参考資料

- (1) 地域利便性施設（仮称）概要
- (2) 地域利便性施設（仮称）図面

## 7. 成果品

次に掲げる成果品について、それぞれ指定の方法により納品すること。

ア. 図書の納品一覧書（各書名・冊数・1冊単位の税込単価の入ったもの）

イ. 配架した図書の配置図及び分野別リスト

※上記は紙及びデータとする。

## 8. 納入場所

〒778-8501

徳島県三好市池田町シンマチ 1500 番地 2

三好市企画財政部地方創生推進課

電話： 0883-72-7607（課内直通）

## 9. 注意事項

(1) 各業務の実施にあたっては、委託者との間で十分な事前協議及び事後報告を実施すること。

(2) 受託者は、仕様書の明記がない場合であっても、業務目的の遂行にあたり、必要と認められる業務は、委託者と協議のうえ、誠実に履行するものとする。

(3) 受託者は、個人情報の保護及び適正な管理に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び関係法令を順守し、個人情報の漏えい、滅失及び既存の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務終了後においても同様とする。

(4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、三好市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、三好市と協議を行うこと。

(7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

以上